

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

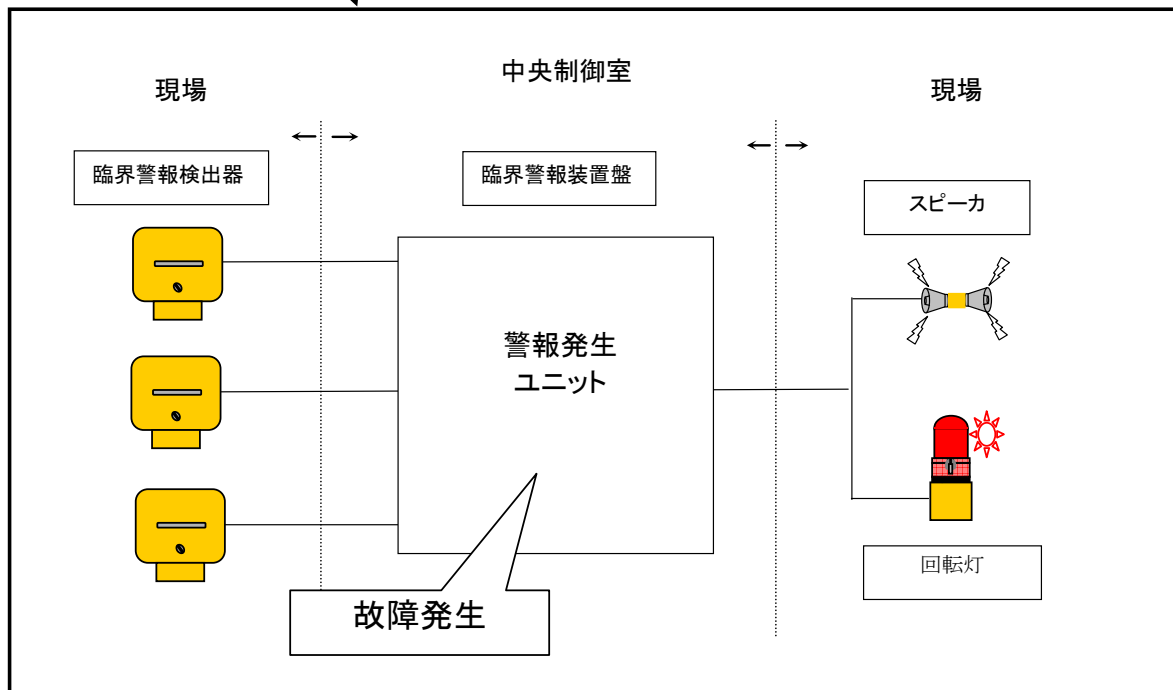
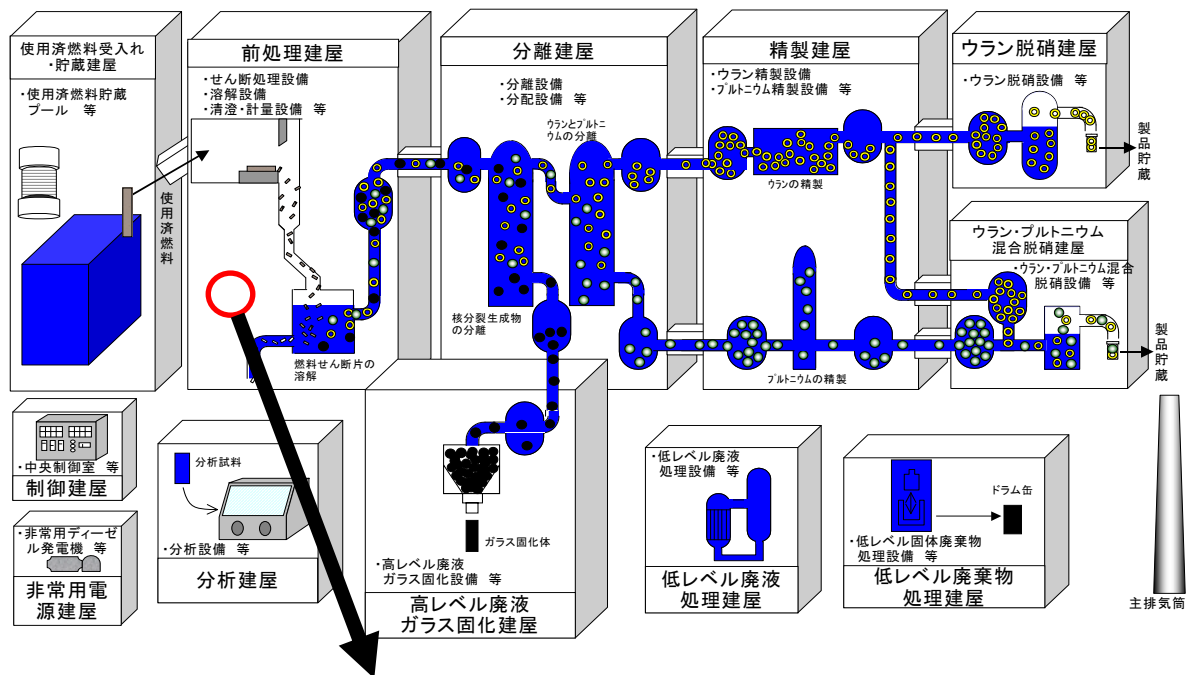
事象分類別（d. 計測・制御系の不良）

4-23. 臨界警報装置の故障

事象の概要																	
(1)発生場所：機器	前処理建屋：臨界警報装置																
(2)設備の概要	臨界事故を想定した場合、放射線業務従事者等が多大な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、臨界事故の発生時に直ちに警報を発するために設置している装置。																
(3)発生の状況	工程の運転中																
(4)概要	臨界警報装置は、臨界監視区域毎に一組 3 台の放射線検出器を設置し、この検出器からの信号を中央制御室の臨界警報装置盤で監視しており、3 台の検出器のうち 2 台以上が一定時間内に急激な放射線上昇を検知した場合、音と光の警報を発する装置。この装置を構成するユニットのうち、臨界発生条件を判定する警報発生ユニットが故障。 ＊他の建屋も含め同種の機器においても、同様の事象の発生が予想される。																
(5)原因	運転を継続する中で偶発的に発生する機器故障。																
事象による影響																	
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 本設備は放射性物質を取扱う装置ではないため、本設備の故障に起因して臨界又は放射性物質放出等の工場外への影響は生じない。																
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 臨界警報装置は、再処理工程を制御している装置ではないため、放射性物質の放出等、安全上の問題は生じないが、臨界監視機能が停止することから当該建屋の運転を停止し、立入りを禁止する。																
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 故障した機器の復旧は、放射性物質を取扱う作業ではないこと、作業計画に基づき安全に作業を行うことから、作業員への影響は生じない。																
(4)他工程への影響	上流、下流の工程に影響が生じる。 臨界警報装置による臨界監視機能が停止することから当該建屋内の工程の運転を停止する。																
対応の概要	1.定められた手順書に従って早期に予備警報発生ユニットと交換する。 2.臨界警報装置の点検を行い、復旧する。 3.警報発生ユニット故障の原因を調査し、必要な対策を講じる。																
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

故障した部品の交換により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

影響の範囲の設備を停止して復旧

